

事後審査型一般競争入札の執行について

松本市上下水道局が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月18日

松本市長 臥雲 義尚

1 入札対象工事

工 事 名	令和8年度 国道158号(波田森口・下島)配水管改良工事
工 事 場 所	松本市 波田森口・下島
工 事 概 要	配水管改良工事を行うもの
工 期	契約日から令和9年3月12日まで
そ の 他	松本市上下水道局電子入札実施要綱(令和6年11月15日施行)に定める入札方式による対象案件である。

2 入札に参加できる者の条件

松本市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

工 事 種 別 と 等 級 格 付	水道施設工事 格付A～B級(768点以上)【令和8年度格付】
建 設 業 許 可	(1) 水道施設工事について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 (2) 下請金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合には、特定建設業許可を有していること。
配 置 技 術 者	(1) 本工事の許可業種に係る建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。 (2) なお、下請金額の総額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)となる場合には、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。 (3) 配置技術者は、入札参加申請日以前3か月以上の恒常的雇用関係にあること。
所 在 地 要 件	松本市内に本店を有していること。
施 工 実 績 要 件	不 要
そ の 他 の 参 加 資 格 要 件	(1) 松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年5月30日)に規定する参加資格の条件を満たしていること。 (2) 松本市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

3 入札の日程等

入札手続き等	期間・期日等	場所・留意事項等
入札参加申請受付	令和8年9月18日(金) から 令和8年9月29日(火) まで	<p>(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」とする。</p> <p>(2) 受付時間 ア 持参の場合 午前8時30分から午後5時まで (土・日曜日及び祝日を除く) イ 電子メール又は郵送の場合 最終日の午後5時までに到着した分まで ※電子メールの場合は、件名に「事後審査型一般競争入札参加申請書」と入力すること。 ※郵送の場合は、封筒に「事後審査型一般競争入札参加申請書在中」と記載し、書留郵便等により提出すること。</p> <p>(3) 提出場所 〒390-0852 松本市島立1490番2 松本市上下水道局 総務課 電子メール: sui-somu-k@city.matsumoto.lg.jp</p>
紙入札承認申請受付	令和8年9月18日(金) から 令和8年10月6日(火) まで	<p>(1) 紙により入札する場合は、紙入札承認願(別記様式)を松本市上下水道局総務課へ持参すること。 ア 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (土・日曜日及び祝日を除く)</p> <p>(2) 紙入札承認願様式は松本市入札情報システムからダウンロードすること。</p>
設計図書等の 閲覧等	令和8年9月18日(金) から 令和10年3月31日(金)まで	松本市入札情報システムに掲載する。
設計図書等に関する 質問受付	令和8年9月18日(金) から 令和8年9月30日(水) まで (ただし最終日は、午後3時までに松本市上下水道局総務課へ到着した分までとする。)	<p>(1) 質問書様式は松本市入札情報システムからダウンロードし、質問内容がわかるように具体的に記載すること。</p> <p>(2) 質問がある場合のみ、電子メール又はFAXにより送信すること。 質問書送信先: 松本市上下水道局総務課 電子メール: sui-somu-k@city.matsumoto.lg.jp FAX:0263-47-2137</p>
回答の閲覧期間	令和8年10月2日(金) から 令和10年3月31日(金) まで	<p>松本市入札情報システムに掲載する。</p> <p>回答書は閲覧期間において、確認してください。なお、案件によっては、期間前であっても閲覧に供する場合があります。</p>

入札書等の提出期限	令和8年10月 7 日(水) 午前8時30分から 令和8年10月 9 日(金) <u>午後3時まで</u>	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・提出する際、必ず3桁のくじ番号を設定すること。 ・第1回の入札金額に対応した工事費内訳書を添付すること。なお、工事費内訳書には、次に掲げる事項を記載すること。 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額(建築系は、工事原価のうち法定福利費の事業主負担額)、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費(建築系は、工事原価のうち安全衛生経費) (2) 紙入札者は松本市上下水道局総務課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
再度入札における入札書の提出期限	令和8年10月14日(水) <u>午後3時まで</u>	(1) 電子入札システムにより提出すること。 ・提出する際、必ず3桁のくじ番号を設定すること。 (2) 紙入札者は松本市上下水道局総務課へ持参又は簡易書留等により提出すること。
開札日時・場所	令和8年10月13 日(火) 午前 9時30分から	松本市上下水道局 2 階 契約室
入札参加資格確認申請書提出について	(1) 提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2～5号)」とする。 (2) 落札候補となった日から2日以内(閉庁日を除く。)に電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、持参により提出すること。郵送等による提出は認めない。 提出場所:松本市上下水道局 総務課 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで	

落札者の決定等	<p>(1) 複数の入札案件について同一の者が落札候補者となった場合における落札者決定の順番は、原則として入札日時の順とする。ただし、不落、不調、中止、入札方法の違い等による場合を除く。</p> <p>(2) 変動型基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。</p> <p>(3) 失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。</p> <p>(4) 予定価格の制限の範囲内で、変動型基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。</p> <p>(5) 落札候補者から提出のあった入札参加資格確認申請書を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。</p> <p>(6) 落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から2日以内(閉庁日を除く。)に行う。</p> <p>(7) 落札者を決定したときは、速やかに落札者へ電話等により通知する。</p> <p>(8) 入札参加資格がないと認めたときは、落札候補者へ文書等により通知する。この場合、当該落札候補者の行った入札は無効とし、改めて変動型基準価格を算定し落札候補者を決定する。</p> <p>(9) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から5日以内(閉庁日を除く。)にその理由について文書により説明を求めることができる。なお、文書は松本市上下水道局総務課へ持参により提出することとし、回答は文書により行う。</p>
入札結果の公表	落札者を決定した後、松本市入札情報システムにて公表する。

4 入札事項等

入札事項	<p>(1) 入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は1回までとする。なお、見積書提出期限については別途総務課より連絡する。</p> <p>(2) 紙入札により入札に参加しようとする者は、松本市上下水道局電子入札実施要綱第2条の規定により準用する松本市電子入札実施要綱第7条の規定による所定の手続を行うこと。</p>
適用する制度	松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱(ただし、同要綱第2条の規定により準用する松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱第5条の規定に基づく変動型低入札価格調査の特例の適用により、変動型基準価格を下回る場合は失格とする。)
入札の無効	松本市上下水道局入札心得第6条及び松本市上下水道局電子入札実施要綱第2条の規定により準用する松本市電子入札実施要綱第11条の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。
入札保証金	免除(ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない場合は、松本市上下水道局の契約に関する規程第5条第1項の規定に基づき免除した金額を徴収する。)
契約保証金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金	適用あり

中 間 前 払 金	適用あり
部 分 払 金	適用あり

5 週休2日工事について

本工事は、松本市上下水道局週休2日工事实施要綱第2条の規定により準用する松本市週休2日工事实施要綱第4条第3項に該当するため、週休2日工事の対象外とする。

6 社会保険等未加入対策について

建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成31年4月1日以降に契約締結を行う案件から下記下線部分の条項を新たに適用します。

- (1) 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出すること。

内訳書には、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費並びに建設業退職金共済契約に係る掛金を明示するものとする。

- (2) 受注者は、下請負契約をしたときは、施工体制台帳を作成し、発注者に提出すること。

- (3) 受注者は、下記の届出をしていない建設業者を下請契約の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (4) 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合又は特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

7 その他の事項

松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱、松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱、松本市上下水道局電子入札実施要綱、松本市電子入札システム利用規則及び松本市上下水道局入札心得に示すとおりとする。

8 担当部課(問い合わせ先)

公 告 の 内 容	松本市上下水道局 総務課 総務担当（松本市大字島立1490番地2） 電話0263-48-6800 FAX0263-47-2137 E-mail sui-somu-k@city.matsumoto.lg.jp
工 事 の 内 容	松本市上下水道局上水道課 上水道建設担当 電話0263-48-6830 E-mail josui@city.matsumoto.lg.jp